

社会福祉法人 有明会

役員・評議員の費用弁償に関する規程

社会福祉法人 有明会
規 程 第 7 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 有明会 の役員・評議員（以下「役員等」という。）の費用弁償について定めることを目的とする。

(日当等)

第2条 理事会、評議員会等会議に出席した場合の役員等に支給する日当並びに交通費は別表1及び2のとおりとする。但し、鉄道等公共交通機関を利用した場合は実費を支給するものとする。

2 前項の役員等のうち、理事長、理事たる職員（以下「常勤役員等」という。）については月額報酬として別に定める。

3 役員等が勤務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費は、社会福祉法人 有明会 旅費規程を準用するものとする。

(改正)

第3条 この規程を改正する場合は理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成8年6月27日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

別表1

区 分	日 当 額
半 日 以 内	5,000円
半 日 以 上	8,000円

別表2

交 通 費 (自家用車)
片道10km以内=300円
↓
片道20km以内=600円
↓
以下同様10km毎に300円の加算額

※高速道路料金は実費精算とする。

※自動二輪車は上記料金の半額とする。